

監 第 6 0 号

令和7年9月3日

京都市長 様

京都市監査委員

令和6年度京都市内部統制評価報告書に係る審査意見の提出について

地方自治法第150条第5項に規定する審査について、別紙のとおり審査意見を提出します。

令和6年度

京都市内部統制評価報告書審査意見

京都市監査委員

令和6年度京都市内部統制評価報告書について、次のとおり審査し、意見を決定した。

令和7年8月28日

京都市監査委員 西村 義直

同 隠塚 功

同 山添 洋司

同 高橋 一浩

目 次

| | | |
|----|---------------------------|----|
| 第1 | 審査の実施 | 1 |
| 1 | 審査の種類 | 1 |
| 2 | 審査の対象 | 1 |
| 3 | 審査の着眼点 | 1 |
| 4 | 審査の主な実施内容 | 1 |
| 5 | 審査の期間 | 1 |
| 6 | 審査の実施場所 | 1 |
| 7 | 審査を実施した監査委員 | 1 |
| 第2 | 市長の内部統制の審査の結果 | 2 |
| 1 | 評価手続の審査 | 2 |
| 2 | 評価結果の審査 | 4 |
| 3 | 市長の内部統制に対する意見 | 5 |
| 第3 | 市長以外の任命権者の補助機関の内部統制の審査の結果 | 6 |
| 1 | 評価手続の審査 | 6 |
| 2 | 評価結果の審査 | 6 |
| 3 | 各補助機関の内部統制に対する意見 | 13 |

第1 審査の実施

京都市監査基準に基づき、次のとおり審査を実施した。

1 審査の種類

内部統制評価報告書審査（地方自治法第150条第5項）

2 審査の対象

「令和6年度京都市内部統制評価報告書」

3 審査の着眼点

- (1) 市長が定めた評価手続が「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「総務省ガイドライン」という。）の趣旨に沿った適切なものとなっているか、また、その評価手続に沿って適切に評価が実施されているか。
- (2) 市長が評価の過程において把握した事務処理誤り等の不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか、また、早期に適切な是正措置が講じられたか。

4 審査の主な実施内容

令和6年度京都市内部統制評価報告書について、市長から報告を受け、京都市監査基準及び総務省ガイドラインに基づき、また、定期監査をはじめ、これまでの監査等において得られた知見も活かし、必要に応じて内部統制評価部局（以下「評価部局」という。）又は関係部局（以下「評価部局等」という。）に対して資料の提出及び説明を求めたうえで審査を行った。

5 審査の期間

令和7年7月1日から同年8月28日まで

6 審査の実施場所

監査事務局及び審査対象局執務室等

7 審査を実施した監査委員

監査委員 西 村 義 直
同 隠 塚 功
同 山 添 洋 司
同 高 橋 一 浩

第2 市長の内部統制の審査の結果

1 評価手続の審査

市長が定めた評価手続が総務省ガイドラインの趣旨に沿った適切なものとなっているか、また、その評価手続に沿って適切に評価が実施されているかといった観点から評価手続の審査を行った。

なお、評価手続の審査に当たっては、評価に係る評価体制、評価基準日及び評価対象期間、評価範囲等について検証するため、評価部局から関連する資料を入手し、必要に応じて、評価部局等に対して質問調査等を行った。

(1) 評価体制

京都市内部統制基本方針及び京都市内部統制推進本部設置等要綱に基づき、令和元年12月25日付けで内部統制に係る推進体制及び評価体制が示され、市長を本部長とし、市長の方針を共有する内部統制推進本部や、実務的な検討や調整等を行う内部統制推進部会が設置されており、市長が、全庁的な内部統制の評価及び業務レベルの内部統制の評価を行っていることを確認した。

(2) 評価基準日及び評価対象期間

| | |
|--------|--------------------|
| 評価基準日 | 令和7年3月31日 |
| 評価対象期間 | 令和6年4月1日～令和7年3月31日 |

評価対象期間を令和6年度とし、評価基準日を令和7年3月31日としていることを確認した。

(3) 評価範囲

ア 全庁的な内部統制

市長が整備した全庁的な内部統制について、総務省ガイドラインにおいて示された、内部統制の目的を達成するために必要とされる6つの基本的要素に係る内部統制の整備状況について確認を行うこと等により評価を行っていることを確認した。

【参考】内部統制の6つの基本的要素（総務省ガイドラインから）

| 基本的要素 | 内容 |
|-----------------|--|
| 統制環境 | 組織文化を決定し、組織内の全ての者の統制に対する意識に影響を与えるとともに、他の基本的要素の基礎をなし、それぞれに影響を及ぼす基盤 |
| リスクの評価と対応 | 組織目的の達成に影響を与える事象について、組織目的の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を選択するプロセス |
| 統制活動 | 長の命令及び指示が適切に実行されることを確保するために定める方針及び手続 |
| 情報と伝達 | 必要な情報が識別、把握及び処理され、組織内外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保すること。 |
| モニタリング | 内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセス |
| ICT（情報通信技術）への対応 | 組織にICTが浸透している状況を踏まえ、組織目的を達成するためにあらかじめ適切な方針及び手続を定め、それを踏まえて、業務の実施において組織の内外のICTに対して適切に対応すること。 |

イ 業務レベルの内部統制

| | |
|------|--------------|
| 対象事務 | 財務に関する事務 |
| | 個人情報管理に関する事務 |

業務レベルの内部統制は、本市の内部統制対象事務である「財務に関する事務」及び「個人情報管理に関する事務」に係る業務上のリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を識別、評価し、三段階のリスク重要度に応じてリスク対応策（事務処理上の具体的な手順等、業務上のリスクを抑止するための対応策をいう。以下同じ。）が講じられた「リスク評価シート」に基づき整備されている。

業務レベルの内部統制の評価手続の審査に当たっては、リスクの重要度が高いものが評価報告書の対象となることから、各所属の自主点検の実施状況、制度所管課等及び評価部局による評価等について、重要度が高いと判断されたリスクに関する評価資料の確認等を行い、市長が定めた評価手続に沿って実施されているかといった観点から審査を行った。

その結果、審査の対象となるリスク対応策について評価期間中に自主点検及び自己評価が行われるとともに、各評価項目に基づいて評価部局による独立的評価

が行われていることを確認した。

2 評価結果の審査

市長が評価の過程において把握した事務処理誤り等の不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか、重大な不備がある場合には、早期に適切な是正措置が講じられたかといった観点から評価結果の審査を行った。

なお、評価結果の審査に当たっては、評価部局から関連する資料を入手し、必要に応じて、評価部局等に対して質問調査等を行った。

【参考】内部統制の重大な不備について（総務省ガイドラインから抜粋）

内部統制の重大な不備とは、内部統制の不備のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じさせたものをいい、内部統制についての説明責任を果たす観点から、内部統制評価報告書に記載すべきものである。

(1) 全庁的な内部統制の評価結果

全庁的な内部統制を推進するうえで必要となる方針、指針等の策定、体制の整備等を行ったうえで、その運用が行われており、全庁的な内部統制における不備は確認されておらず、評価結果は適切であることを確認した。

(2) 業務レベルの内部統制の評価結果

業務レベルの内部統制については、これまでの監査等で把握した不備の状況を踏まえたうえで、リスク評価シート等の確認や質問調査等を行い、市長が行った評価結果が適切かどうか、特に、当該不備が重大な不備に該当しないかどうかの検討を行った。

ア 整備状況

業務レベルの内部統制の整備状況については、全てのリスク対応策に手引・マニュアル等の具体的な事務処理手順が整備されていることを確認した。

また、リスク対応策に関する具体的な事務処理手順の理解度等を確認するために実施された自主点検において把握した不備（関係帳簿の記入の不徹底等）については、事務処理手順の再確認、周知徹底を行う等、評価対象期間内に全て是正措置が講じられており、業務レベルの内部統制の整備状況についての評価結果は適切であることを確認した。

イ 運用状況

評価対象期間中に発現した不備（運用上の不備）については、財務に関する事務において、支給額の誤り、収入額の誤り等7件、個人情報管理に関する事務において、文書の誤送付、窓口等での誤交付等39件の計46件あり、そのうち、次のウで述べるとおり、重大な不備に該当するものはなかった。

なお、不備の把握件数を令和5年度と比較すると、財務に関する事務については、支払の遅延の減少などにより6件減少した。一方、個人情報管理に関する事務については、文書の誤送付が増加したことなどにより、13件増加している。

これら46件の運用上の不備については、その内容や、マニュアル等の改正・周知徹底、業務手順の再確認・再指導等の是正措置が早期に適切に講じられていることを確認した。

【参考】評価報告書に記載された業務レベルの内部統制の運用状況

| 区分 | 不備の把握件数 | | 主な不備の内容 |
|--------------|---------|---------------|------------------|
| | 令和6年度 | (参考) 令和5年度 | |
| 財務に関する事務 | 7件 | 13件 | 支給額の誤り、収入額の誤り等 |
| 個人情報管理に関する事務 | 39件 | 26件 | 文書の誤送付、窓口等での誤交付等 |
| 合計 | 46件 | 39件 | |

ウ 重大な不備

内部統制の運用上の不備46件について、市長が重大な不備としたものはない。

46件の運用上の不備については、いずれも、総務省ガイドラインにおける運用上の重大な不備の基準である「地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせたもの」に相当するものでないことを確認した。

3 市長の内部統制に対する意見

市長の内部統制については、審査した限りにおいて、市長が定めた評価手続に沿って適切に評価が実施されており、また、市長が評価の過程において把握した事務処理誤り等の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていることを確認した。

よって、令和6年度京都市内部統制評価報告書における市長の内部統制の評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

第3 市長以外の任命権者の補助機関の内部統制の審査の結果

1 評価手続の審査

評価部局から関連する資料を入手し、必要に応じて、評価部局等に対して質問調査等を行い、総務省ガイドライン及び市長が定めた評価手続を準用して適切に評価が実施されているかといった観点から評価手続の審査を行った。

その結果、市長が定めた京都市内部統制基本方針及び内部統制制度等を準用して全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制の評価を行っており、評価基準日及び評価対象期間、評価範囲等についても、市長の評価手続に合わせて評価を行っていることを確認した。

2 評価結果の審査

評価部局から関連する資料を入手し、必要に応じて、評価部局等に対して質問調査等を行い、総務省ガイドライン及び市長の評価方法を準用して、重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているかといった観点から評価結果の審査を行った。

(1) 全庁的な内部統制の評価結果

全庁的な内部統制を推進するうえで必要となる体制の整備等を行ったうえで、その運用が行われており、各補助機関において全庁的な内部統制の不備は確認されておらず、評価結果は適切であることを確認した。

(2) 業務レベルの内部統制の評価結果

ア 整備状況

業務レベルの内部統制の整備状況（リスク対応策に係るマニュアル等の整備や理解度の状況等）については、自主点検で確認された不備（関係帳簿の記入の不徹底等）に対し、事務処理手順の再確認、周知徹底を行う等、評価対象期間内に全て是正措置が講じられており、整備状況の評価結果は適切であることを確認した。

イ 運用状況

業務レベルの内部統制の運用状況については、評価対象期間中に発現した運用上の不備13件（入札価格の設定誤り、業務用乗車券の紛失等）について、マニュアル等の周知徹底、業務手順の再確認・再指導等の是正措置が早期に適切に講じられていることを確認した。

ウ 重大な不備

内部統制の運用上の不備13件のうち、各補助機関が重大な不備としたものは財務に関する事務（無札通過による無賃乗車、緊急工事制度の不適切な運用等）6件である。

6件の重大な不備については、総務省ガイドラインにおける運用上の重大な不備の基準である「地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせたもの」に相当するものであることを確認するとともに、個別の是正措置に加え、全職員に対する注意喚起等、全庁的な是正措置が講じられていることを確認した。

また、6件の重大な不備を除く不備7件については、いずれも前記重大な不備の基準に相当するものでないことを確認した。

【参考】 評価報告書における重大な不備

| 無札通過による無賃乗車（交通局） | |
|------------------|--|
| 該当リスク | 収納金の亡失（紛失、盗難、横領） |
| 事案概要 | 関係職員は、令和6年5月9日から同月28日までの間、地下鉄竹田駅から京都駅間の通勤復路において、無札通過による無賃乗車を計9回行った。 また、改札業務に従事していた同僚職員は、関係職員が定期券を所持しているという先入観から乗車券を確認せずに通過させた。 |
| 是正措置 | 1 交通局全体での取組 ・ 「京都市交通局コンプライアンス推進委員会」を開催し、全職員に対して、危機感と緊張感を持って常に自らを厳しく律するよう、管理者名での通達を発出し、法令遵守、適正な業務遂行、適確な情報共有及び服務規律の確保の徹底を厳命した。 ・ 職員が有人改札を通行する場合においては、制服着用時を除き、必ず乗車券を提示するよう厳命した。 ・ 交通局の全職場において、定期券の購入状況を調査し、他に不正な事態が生じていないことを確認するとともに、公共交通機関を利用して通勤する場合は原則定期券とすることを徹底し、所属ごとに職員の定期券の通用期間を把握したうえで、購入又は更新の際に漏れなく券面の写しを提 |

| | |
|--|--|
| | <p>出させ、所属で確認した結果を毎月局に報告することにより、確認を徹底するシステムを構築した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益通報制度において、電話以外の通報手段として、新たに電子メール・FAXでの受付を開始した。 <p>2 現場における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高速鉄道部において、委託先事業者を含む緊急所属長会を開催し、本事案の報告とともに適正な改札業務の履行及びサービス管理の徹底を厳命した。 ・ 高速鉄道部長をはじめ本局職員による全駅（委託含む。）巡回を実施し、再発防止の徹底を図った。 ・ 駅係員に対しては、適正な改札業務の徹底とともに、万が一、無札で有人改札を通過しようとするなど、不正と疑われる行為を確認した場合は、速やかに上司に報告することを徹底するよう指示した。 ・ 駅係員の通勤定期券については、改札を出場しなくても再入場できる仕様にした磁気定期券の使用を廃止した。 |
|--|--|

| 機器の不正操作による無賃乗車（交通局） | |
|---------------------|---|
| 該当リスク | 収納金の亡失（紛失、盗難、横領） |
| 事案概要 | 関係職員は、少なくとも令和3年10月から令和6年6月までの間、地下鉄烏丸御池駅から六地藏駅間等の通勤往路において、機器の不正操作による無賃乗車を計170回繰り返し行った。 |
| 是正措置 | <p>1 交通局全体での取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「京都市交通局コンプライアンス推進委員会」を開催し、全職員に対して、危機感と緊張感を持って常に自らを厳しく律するよう、管理者名での通達を発出し、法令遵守、適正な業務遂行、適確な情報共有及びサービス規律の確保の徹底を厳命した。 ・ 職員が有人改札を通行する場合には、制服着用時を除き、必ず乗車券を提示するよう厳命した。 ・ 交通局の全職場において、定期券の購入状況を調査し、他に不正な事態が生じていないことを確認するとともに、公共交通機関を利用して通勤する場合は原則定期券とすることを徹底し、所属ごとに職員の定期券の通用期間を把握したうえで、購入又は更新の際に漏れなく券面の写しを提 |

| | |
|--|--|
| | <p>出させ、所属で確認した結果を毎月局に報告することにより、確認を徹底するシステムを構築した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益通報制度において、電話以外の通報手段として、新たに電子メール・FAXでの受付を開始した。 <p>2 現場における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高速鉄道部において、委託先事業者を含む緊急所属長会を開催し、本事案の報告とともに適正な改札業務の履行及びサービス管理の徹底を厳命した。 ・ 高速鉄道部長をはじめ本局職員による全駅（委託含む。）巡回を実施し、再発防止の徹底を図った。 ・ 駅係員に対しては、適正な改札業務の徹底とともに、万が一、無札で有人改札を通過しようとするなど、不正と疑われる行為を確認した場合は、速やかに上司に報告することを徹底するよう指示した。 ・ 駅係員の通勤定期券については、改札を出場しなくても再入場できる仕様にした磁気定期券の使用を廃止した。 |
|--|--|

| 定期券購入に伴う不適切指示（交通局） | |
|--------------------|--|
| 該当リスク | 通帳（印鑑、キャッシュカードを含む。）、郵便切手、回数券等の乗車券（業務用乗車券を含む。）、金券類の亡失（紛失、盗難、横領）及び不適正な使用 |
| 事案概要 | 勤務時間中であることを知りながら、関係職員が部下に対して業務用乗車券を貸与し、通勤定期券を購入しに行くよう指示した。 |
| 是正措置 | <p>1 交通局全体での取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「京都市交通局コンプライアンス推進委員会」を開催するとともに、管理者名での通達を発出し、全職員に対して、危機感の共有と、コンプライアンスの再徹底及び業務用乗車券の適切な取扱いを厳命した。 <p>また、公務員倫理に特化した対話・討議方式の所属研修を行い、個々人でコンプライアンス意識の相違があることに気付く機会とするとともに、公務員としての自覚及びコンプライアンスの徹底を図った。</p> <p>2 交通局無賃乗車・隠ぺい事案 調査・検証チーム会議を踏まえた交通局全体での取組</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>(1) 不祥事に繋がりにかねない緩みを生じさせない「風通しの良い組織風土」の更なる醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> メール・職場掲示、朝礼・点呼など、様々なツールや場面を活用し、交通局内外の不祥事事案及び再発防止策などを定期的に繰り返し周知・啓発し、全職員に自分事として捉え定着させ、服務規律及び規範意識の徹底を図っている。 過去の不祥事事案を基にした対話・討議方式の研修を行い、個々人でコンプライアンス意識の相違があることに気付く機会とするとともに、公務員としての自覚及びコンプライアンスの徹底を図っている。 コンプライアンス推進月間において、チェックシート結果や過去の再発防止策を基に職場ミーティングを行い、改めてリスクを点検し合うことはもとより、日常におかしいと思ったことをおかしいと言える、風通しの良い組織風土の醸成を図っている。 公益通報制度の周知に努め、他部署への相談も含め、正しいと思うことを安心して言える機会を確保・拡充させている。 <p>(2) 人材育成・組織活性化の一層の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年3月に、交通局の業務特性を踏まえた人材育成・組織活性化プランを策定し、市バス・地下鉄を運営する交通局の事業特性を踏まえた目指すべき職員像及び組織像を掲げ、これに向けた職員の行動規範（クレド）と取組項目を定め、全職員・全所属が目標を共有し、一丸となって職員育成・組織活性化の取組を推進している。 |
|--|---|

| 市バス運転士による運賃の未収受（交通局） | |
|----------------------|--|
| 該当リスク | 収納金の亡失（紛失、盗難、横領） |
| 事案概要 | 関係職員は、令和6年10月4日、市バス営業運行中に京都駅前停留所から乗車してきた後輩である交通局職員2名が烏丸七条停留所で降車する際にIC乗車券で運賃を支払おうとしたが、IC乗車券読取部を手で覆い、運賃を収受することなく降車させた。 |

| | |
|-------------|---|
| <p>是正措置</p> | <p>1 交通局全体での取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「京都市交通局コンプライアンス推進委員会」を開催するとともに、管理者名での通達を発出し、全職員に対して、危機感の共有と、コンプライアンスの再徹底及び適正な業務遂行を厳命した。 <p>2 現場における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全営業所（委託先を含む。）の所長が出席する緊急全市バス安全運行推進会議を開催し、本事案の状況をドライブレコーダー映像で共有するとともに、適切な運賃収受の徹底及び服務規律の確保を厳命した。 ・ 安全統括管理者（自動車部長）による全営業所巡視を実施し、営業所長を筆頭に、全職員が危機感と緊張感を持って適切な業務を継続することを厳命した。 ・ 営業所長等による早朝点呼立会を実施するなど、運転士一人一人に対して、適正な運賃収受を徹底するよう厳命するとともに、営業所内で啓発放送を実施している。 ・ 全運転士を対象としたドライブレコーダー映像の確認を行うとともに、引き続き、お客様の声で頂戴した事案の前後の状況確認を実施している。 <p>3 交通局無賃乗車・隠ぺい事案 調査・検証チーム会議を踏まえた交通局全体での取組</p> <p>当該チーム調査・検証結果において取り組むこととしていた再発防止策について、内容を充実させ、取り組んでいる。</p> <p>(1) 不祥事に繋がりがねない緩みを生じさせない「風通しの良い組織風土」の更なる醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与支給明細書（令和6年10月から実施）を活用した周知・啓発について、職員からも記載内容の提案を募集し、加えて、朝礼や点呼などの場面も活用した周知・啓発を引き続き実施している。 ・ 課長級及び係長級の全職員を対象とした公務員倫理研修を令和6年11月に実施し、一連の不祥事事案について対話・討議した。 <p>また、令和7年1月には、当該チーム会議に御参画いただいた外部有識者を講師に招いた研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ おかしいことをおかしいと言い合える文化の醸成に向けた啓発や公益通報制度の周知について、給与支給明細 |
|-------------|---|

| | |
|--|--|
| | <p>書や職場ミーティング、研修等の様々な場面を活用し、正しいと思うことを安心して言える機会の確保・拡充に取り組んでいる。</p> <p>(2) 人材育成・組織活性化の一層の推進【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年3月に、交通局の業務特性を踏まえた人材育成・組織活性化プランを策定し、市バス・地下鉄を運営する交通局の事業特性を踏まえた目指すべき職員像及び組織像を掲げ、これに向けた職員の行動規範（クレド）と取組項目を定め、全職員・全所属が目標を共有し、一丸となって職員育成・組織活性化の取組を推進している。 |
|--|--|

| 緊急工事制度の不適切な運用（上下水道局） | |
|----------------------|--|
| 該当リスク | 手続上の瑕疵ある契約 |
| 事案概要 | <p>令和2～3年度のみなみ下水道管路管理センターが発注した緊急工事に関して、関係職員は、威圧的な態度等によって、同センターの技術係に対し自らの主張どおりに工事を発注させた。</p> <p>結果、同センターにおいて、緊急性に関する十分な検討が行われず、予算の裏付けもない状況で、業者選定に関する基準を無視し、既に緊急工事を発注した業者と同一の業者に対し、専決権者による確認を経ずに、緊急工事を次々と追加発注されることとなり、契約の公平性、競争性及び透明性を著しく損なう不適切な事務処理が行われた。</p> |
| 是正措置 | <ol style="list-style-type: none"> 緊急工事に係る契約事務の見直し <ul style="list-style-type: none"> 令和7年3月に、緊急性の判断基準や発注前の各専決権者の承認等に関して定めた「緊急工事契約取扱要綱」及び具体的な契約手続や業者選定手続について定めた「緊急工事に係る事務取扱要領」、「小規模緊急工事に係る事務取扱要領」を制定し、令和7年度から運用を開始した。 組織の見直し <ul style="list-style-type: none"> 下水道部の下水道管路管理センターに契約事務等を所掌する「副所長」を設置し、同センターの技術担当（工事発注部門）を同部管理課に集約のうえ、同担当を統括する「担当課長」を設置することで、業務の分担・権限の適正 |

| | |
|--|--|
| | <p>化を図った。</p> <p>3 再発防止策の統括及び監察機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務部企業力向上推進室に「コンプライアンス推進課長」を設置するとともに、上下水道局の職員力・組織力をより一層高めるため、「企業力向上プラン」を見直した。 <p>また、当該新プランに基づく取組の推進体制の強化を図るため、同室に「企業力向上推進課長」を設置した。</p> |
|--|--|

| 緊急工事の元請業者に対する下請業者の推奨行為（上下水道局） | |
|-------------------------------|---|
| 該当リスク | 職員による契約への不正関与 |
| 事案概要 | 少なくとも令和2～3年度において、関係職員により、みなみ下水道管路管理センターが発注した緊急工事の元請業者に対して、直接的又は婉曲的な表現で特定の業者を下請業者として推奨する言動が行われた。 |
| 是正措置 | <p>1 監察監通知による周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年1月15日に、上下水道局全所属に対して、監察監通知「公務員倫理の確保及び利害関係者への適切な対応について」を通知し、利害関係者との禁止行為と併せて、元請業者に対し、特定の事業者を下請業者を選任し、又は選任しないよう働き掛ける行為は、方法のいかんを問わず、これを禁止することを改めて周知した。 |

3 各補助機関の内部統制に対する意見

市長が定めた京都市内部統制基本方針、内部統制制度等を準用して、一体的に連携して取り組むこととされている各補助機関の内部統制について、審査した限りにおいて、市長が定めた評価手続を準用して適切に評価が実施されていることを確認した。また、各補助機関が評価の過程において把握した事務処理誤り等の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていることを確認するとともに、6件の重大な不備については早期に適切な是正措置が講じられていること及び是正に向けた取組を実施していることを確認した。

よって、令和6年度京都市内部統制評価報告書における各補助機関の内部統制の評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。